

弁護士に依頼される方へ(刑事弁護版)

1. 弁護士の不在について

弁護士は、民事事件の対応、警察署・検察庁への取調べ同行、現地調査、被害者や関係者との折衝などのために長時間拘束されたり遠方へ出張したりすることがあります。したがって、日中に事務所を不在にしていることもしばしばあります。お電話をいただいてもすぐに折り返せない場合があるため、メールでご連絡いただく方が、手が空いたタイミングで早めに返信できることがあります。

2. 事実関係についての説明

弁護士に対し、虚偽の説明をされると、正しい捜査弁護・公判弁護方針を立てられません。もし記憶があいまいであればそのとおりに、不利と思う事実や不都合な事情でも正直にお話してください。有利・不利なことを含めてすべての情報を把握することで、最善の防御や処分獲得策を検討できます。誤解や勘違いがあれば、気づいたときにすぐ教えてください。

3. 弁護士の変更・セカンドオピニオン

刑事事件の捜査や公判が進行中であっても、他の弁護士にセカンドオピニオンを求めることは問題ありません。弁護士を変更(解任)するときは必ずお知らせください。

- ただし、解任された場合、原則として着手金の返金はできません。
- また、解任時点で捜査や公判が進行している場合は、その進行状況に応じて報酬の一部が発生する場合があります。

4. 弁護士の役割と限界

弁護士は、ご依頼者(被疑者・被告人)の正当な利益を守ることを目的とします。違法な利益や不正な言い逃れのお手伝いをすることはできません。法的に認められない主張や、事実をねじ曲げる行為には対応できません。

- 刑事弁護は、事実関係や法解釈の争い、黙秘権の行使を通じて、**身体拘束の回避、不起訴処分や判決の軽減・無罪を得るために活動**します。違法・不当な依頼(例: 法律に反する工作や証拠隠滅等)はお受けできません。

5. 捜査・公判の進行と期間

刑事事件では、警察や検察の捜査に時間がかかり、回答や処分見通しを得るまで数週間・数カ月かかることが珍しくありません。公判に移行した場合、初公判から判決まで1~2カ月おきに期日が入り、数回~十数回の公判期日を要することもあります。事件内容が複雑だったり、被告人が複数いる場合などは、**それ以上の期間**がかかる可能性もあります。

6. 法廷出頭

公判期日で、平日の昼間に裁判所に行ってください。期日は通常、1カ月程度前に決まりますので、その際にご都合を調整してください。

7. 方針決定と協議

弁護士が勝手に方針を決めることはありません。**重要な意思決定**(例: 事実を争うか認

めるか、示談を打診するかどうか、否認している場合の証拠調べ方針など)は、必ずご依頼者(被疑者・被告人)と相談し、ご意向を伺います。迷いや不安がある場合は、遠慮なくお伝えください。

- 一方、書類の提出時期や法的文書の具体的な表現など、**弁護士の専門領域**である部分は原則としてお任せください。法律用語や手続上の書面は、独特の表現を要するため、専門家としての判断で作成します。

8. 捜査機関・相手方との直接接触

弁護士にご依頼後は、基本的に**警察・検察との連絡や被害者との示談交渉**は弁護士が窓口となります。ご本人が勝手に被害者や相手側弁護士に連絡すると、不用意な発言が不利に働く場合があります。どうしても接触せざるを得ない場合は、事前にご相談ください。

9. 証拠・資料の保管・提出

事件に関係ありそうな資料や書類は、一見些細なものでも大切に保管し、速やかに弁護士に提示してください。警察や検察、裁判所から新たな呼び出しや書類送付があったときも、**すぐに弁護士へ連絡**してください。事実や証拠を把握しないままだと、弁護方針に支障をきたす恐れがあります。

10. 個人情報の取り扱い

ご依頼者(被疑者・被告人)の個人情報は、刑事弁護上必要となる範囲でお伺いします。弁護士には**厳格な守秘義務**がありますのでご安心ください。仮にご家族が弁護士費用を支出されていても、ご本人の同意がない限り事件内容を家族に詳細説明することはありません。

- 郵送物や電話連絡等に制限がある場合は、事前にお申し出ください。

11. 弁護士とご依頼者の協力関係

弁護士との関係は一方的ではなく、**相互に協力して事件をより良い方向に導く**関係です。弁護士から「証拠を取り寄せてほしい」「関係者に連絡をしてほしい」と依頼することもありますので、可能な範囲でご協力をお願いします。ご依頼者と一定期間以上まったく連絡がつかない等の場合は、弁護士として辞任せざるを得ないこともあります。

12. 捜査側からの追及が続く場合

当初の容疑について弁護士が捜査機関と交渉していても、検察や警察が完全に諦めず、**捜査を中断**する場合があります。一定期間、捜査に動きがない状態が続いたら、不送致として事件を終了とみなす場合があります。

13. 別の罪状や複数事件への拡大

捜査段階で新たな事実(他の余罪、別件)が発覚して、**再逮捕や別事件として起訴**されることがあります。別事件として扱われる際は、新たに委任契約が必要です。

また、公判中に検察側が追起訴を行う等、事件が広がると、その分の弁護活動が増えるため、追加費用や報酬が必要となる場合があります。

14. 受領金・費用の管理

示談金や保釈金などを受領する必要があるときは、**弁護士の預り金口座**で管理し、報酬や実費を差し引いた上で返金することになります。着手金はあくまで着手の対価であり、報酬には組み入れません。**交通費などは実費として請求**します。詳細は委任契約書に記載しています。

15. 派生的な紛争への対応

事件の途中で、別の容疑(または民事的な賠償請求)が発生するなど、**当初の委任の範囲を超える紛争**に発展した場合は、新たに契約をしていただく必要があります。判決が出た後に控訴・上告を検討する際も、別途ご相談が必要です。また、公判後、検察官が控訴した場合なども追加費用が発生することがあります。

〒810-0022 福岡市中央区薬院1丁目5番11号

薬院ヒルズビル4階4-A 薬院法律事務所

TEL: 092(732)5823 / FAX: 092(732)5829

Email: yakuin.law@gmail.com

弁護士 鐘ヶ江 啓司

私は、以上の内容を理解し、合意したことを確認します。

氏名: (印)